千葉市の機関の執務時間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１２月１１日

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市規則第５７号

千葉市の機関の執務時間を定める規則の一部を改正する規則

千葉市の機関の執務時間を定める規則（平成元年千葉市規則第４７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（執務時間） 第１条　市の機関の執務時間は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）第１条第１項に規定する休日を除き、**午前８時３０分**から**午後５時３０分**までとする。 ２［略］	（執務時間） 第１条　市の機関の執務時間は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）第１条第１項に規定する休日を除き、**午前９時**　から**午後５時**　までとする ２［略］

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。